

新エネルギー自動車産業発展計画 (2021～2035年)

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2020年11月2日に「新エネルギー自動車産業発展計画（2021～2035年）」（中国語名「新能源汽车产业发展规划（2021—2035年）」、以下「発展計画」）を発表した。
- 中国では、2012年実施の「省エネ・新エネルギー自動車産業発展計画（2012～2020年）」に基づいて打ち出された新エネルギー自動車（以下、新エネ車）に対する支援策により、新エネ車の年間販売台数は、2011年の0.8万台から2019年には120.6万台へと拡大した。もっとも、「自動車大国」から「自動車強国」への転換、気候変化への対応、グリーン発展の促進を図る上で、新エネ車産業の更なる発展を政策的に推し進めていく必要がある。それに応じて2035年までの長期ビジョンが提示されたのが、この「発展計画」である。
- 「発展計画」では、2025年までに新車販売台数に占める新エネ車の割合を現行の約5%から20%前後に引き上げ、2035年までに電気自動車（EV）が新車販売の主役になるとの目標が設定された。目標達成に向けた取り組みとして、①技術革新能力の向上（研究開発の更なる推進〔次世代モジュラー化・高性能化完成車プラットフォームの開発等〕、共通技術革新プラットフォームの整備加速等）、②新型産業エコシステムの構築（生態主導型企業の発展促進、キーシステムの応用革新の促進〔車載オペレーティングシステム(OS)の開発等〕、スマート製造の高度化、品質・安全保障の強化）、③産業融合の推進（新エネ車とエネルギー・交通・情報通信との産業融合の促進、各種標準のドッキングとデータ共有の強化〔新エネ車と関連産業の融合的発展を促す総合標準体系の整備等〕）、④インフラ整備の強化（充電・電池交換スタンド、スマート道路ネットワーク、水素燃料供給システム等の整備推進）、⑤対外開放・協力の深化（対外開放と交流・協力の拡大〔国際通用経済貿易規則とのドッキングの促進、参入前内国民待遇とネガティブリスト管理制度の全面実施、市場主体の平等化等〕、グローバルバリューチェーンとの融合加速〔企業のグローバル化戦略の制定促進、研究開発・マーケティング分野での産業協力の推進、企業によるグローバル消費金融体系の整備促進等〕）、が挙げられた。

【構成(概要)】

「新エネルギー自動車産業発展計画（2021～2035年）」

(国弁発[2020]39号)

成立日：2020年10月20日、発表日：2020年11月2日

1. 発展趨勢：世界的に広がった新ラウンド技術革新・産業変革を背景に、自動車とエネルギー・交通・情報通信等の分野での技術融合が進み、電動化・ネットワーク化・スマート化が発展趨勢と予想される。2015年以降、新エネルギー自動車(新エネ車)の生産・販売・保有が5年連続で世界一である中国は、新エネ車産業の競争力強化と質の高い・持続可能な発展の促進が課題となる。
2. 全体方針・基本原則・発展ビジョン：革新・協調・グリーン・開放・共有の発展理念を堅持し、供給側構造改革の深化を中心に、電動化・ネットワーク化・スマート化を発展方向とし、新エネ車産業の質の高い・持続可能な発展を推進するとの全体方針の下、市場主導・革新駆動・協調的推進・開放的発展を基本原則とし、2025年までに新車販売台数に占める新エネ車の割合を20%前後に引き上げ、2035年までに電気自動車が新車販売の主役になること等を目標と設定する。
3. 技術革新能力の向上：「三縦三横」^(注)に軸足を置いた研究開発の推進(次世代モジュラー化・高性能化完成車プラットフォームの開発等)、共通技術革新プラットフォームの整備加速等。
4. 新型産業エコシステムの構築：生態主導型企業の発展促進、キーシステムの応用革新の促進(車載オペレーティングシステム(OS)の開発等)、スマート製造の高度化、品質・安全保障の強化。
5. 産業融合の推進：新エネ車とエネルギー・交通・情報通信との産業融合の促進、各種標準のドッキングとデータ共有の強化(新エネ車と関連産業の融合的発展を促す総合標準体系の整備等)。
6. インフラ整備の強化：充電・電池交換スタンドの整備推進、スマート道路ネットワーク(次世代無線通信ネットワーク等)の協調的整備の推進、水素燃料供給システムの秩序ある整備の推進。
7. 対外開放・協力の深化：対外開放と交流・協力の拡大(国際通用経済貿易規則とのドッキングの促進、参入前内国民待遇とネガティブリスト管理制度の全面実施、市場主体の平等化等)、グローバルバリューチェーンとの融合加速(企業のグローバル化戦略の制定促進、研究開発・マーケティング分野での産業協力の推進、企業によるグローバル消費金融体系の整備促進等)。
8. 保障措置：管理体制の改革深化(包容的かつ慎重な監督管理制度の実施等)、政策・法律体系の健全化(新エネ車に適用する各種優遇措置の確実な実施)、人材育成メカニズムの整備加速、知的財産権に対する保護の強化(権利侵害行為の取り締まり強化等)、組織的協調性の向上。

(注)「三従」は、①電気自動車、②レンジエクステンダーEVを含むプラグインハイブリッド車、③燃料電池車を指し、「三横」は、①動力電池とその管理システム、②駆動モーターと電力・電子、③ネットワーク化・スマート化技術を指す。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/02/content_5556716.htm

から入手可能(2020年12月15日アクセス)

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。